

Q 1. 新型コロナウイルス感染症が疑われる場合とはどのような状態ですか？

A 1. 息苦しさ（呼吸困難）、強いだるさ（倦怠感）、高熱等の強い症状のいずれかがあった場合です。

Q 2. 無症状の濃厚接触者も対象になりますか？

A 2. 給与所得者本人が新型コロナウイルス感染症の症状があるとみられるため仕事を休んだ場合が対象となるため無症状の方および無症状の濃厚接触者は対象になりません。

Q 3. 感染の疑いがない、または無症状であったが、自治体からの外出自粛要請や事業主からの指示で仕事を休んだ場合は対象になりますか？

A 3. 新型コロナウイルスに感染または疑いがあるため仕事を休んで療養した場合が対象となるため、外出自粛要請や事業主からの指示による休暇等による場合は対象となりません。